

IT を活用した重要事項説明の同意書

IT を活用した重要事項説明（以下：IT 重説という）の同意事項

1. IT 重説の概要

①IT 重説とは、テレビ会議等の IT を利用して行う重要事項説明の事です。IT 重説ではパソコンやタブレット等の端末の画像を利用して、対面と同様に説明を受け、あるいは質問を行える環境が必要となります。

②IT 重説を行うには次に掲げる事項を満たしている事が条件になります。

- (1) 宅地建物取引士及び重要事項の説明を受けようとする者が、図面等の書類及び説明の内容について十分に理解できる程度に映像を視認でき、かつ、双方が発する音声を十分に聞き取ることができるとともに、双方向でやりとりできる環境において実施していること。
- (2) 宅地建物取引士により記名押印された重要事項説明書及び添付書類を、重要事項説明を受けようとする者にあらかじめ送付していること。
- (3) 重要事項の説明を受けようとするものが、重要事項説明書及び添付書類を確認しながら説明が受けることができる状態にあること並びに映像及び音声の状況について、宅地建物取引士が重要事項の説明を開始する前に確認していること。
- (4) 宅地建物取引士が、宅地建物取引士証を提示し、重要事項の説明を受けようとする者が、当該宅地建物取引士証を画面上で視認できたことを確認していること。

③IT 重説開始後、映像を視認できない又は音声を聞き取ることが出来ない状況が生じた場合には、直ちに説明を中断し、当該状況が解消された後に説明を再開するものとする。

2. IT 重説の実施方法について

① IT 重説は、説明を行う宅地建物取引士及び説明の相手方の双方の同意の上で実施されます。従って IT 重説は、説明を行う宅地建物取引士及び説明の相手方の双方が選択した場合にのみ実施されます。

② IT 重説を開始した場合であっても、2. ①に示す同意を双方のいずれかにおいて撤回することが可能です。この場合、改めて対面により、重要事項説明を行います。

